

# 第1章 計画の基本的事項

## 1-1 計画策定の背景

### 1-1-1 計画の見直しについて

本市は、「奈良市環境基本条例」に掲げている「環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として、平成11年3月に「奈良市環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）を策定しました。

「環境基本計画」は、21世紀半ばを目指した長期的な計画ですが、時代の変化に対応した見直しと修正を行うため、平成22年度を目標年度としています。

計画策定から10年余りが経過した今、急速に進む地球温暖化\*、生物多様性\*の危機、廃棄物\*や有害化学物質\*など環境に関する問題は、複雑化・多様化しています。それに伴い、環境関連法令の整備や様々な主体による新たな取組も進んでいます。

また、本市においては、平成14年4月に中核市\*となり、平成17年4月には月ヶ瀬村・都祁村と合併し、市域が拡大しました。

これらの状況を踏まえて、「環境基本計画」を見直し、平成33年度までを一つのスパンとして、短期・中期・長期に分け、将来を見据えたより実効性のある「奈良市環境基本計画（改訂版）」（以下「環境基本計画（改訂版）」という。）を策定するものです。

### 1-1-2 地球環境をめぐる世界の動き

現在、地球温暖化は、世界で最も深刻な環境問題の一つです。地球レベルでの気温・海面の上昇による、洪水や干ばつの増加、巨大化する熱帯性低気圧などによる災害被害の激化、猛暑などの異常気象\*が世界各地で起きていますが、大気中の温室効果ガス\*による地球温暖化がその原因の一つと考えられています。実際、過去100年間で、世界の平均気温は約0.74℃、日本の平均気温は約1.1℃上昇しています。

平成19年(2007年)のIPCC\*第4次評価報告書は、温暖化の原因が人為起源の温室効果ガスの増加であるとほぼ断定する見解を示しています。

地球温暖化の影響は、他にも氷河や永久凍土の縮小、生物種の減少や地域的な作物の不作など様々な面で指摘されています。

このような地球規模の気候変動を深刻な問題として捉え、平成4年(1992年)6月、ブラジル・リオデジャネイロで「地球サミット（環境と開発に関する国際連合会議）」が開催され、「気候変動に関する国際連合枠組条約」が締結されました。

平成9年(1997年)12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」では、平成20～24年(2008～12年)の第1約束期間における温室効果ガスの排出を先進国全体で、平成2年(1990年)比5.2%削減することが義務付けられました。

京都議定書\*は、平成17年(2005年)2月に発効し、同年4月には、日本としての数値目標(温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減)が出されました。

その後、平成21年(2009年)9月に開催された国連気候変動首脳級会合で日本は、全

ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とした上で、温室効果ガスを平成 32 年(2020 年)までに平成 2 年(1990 年)比 25%削減を目指すとの中期目標を世界に表明しました。

しかし、京都議定書の第 1 約束期間終了後の次期枠組みについては、先進国と途上国の間で、温室効果ガス排出削減の行動の義務のあり方等について複雑な利害関係が見られ、平成 23 年(2011 年)12 月の第 17 回締約国会議(COP17)において、平成 27 年(2015 年)までに米中を含む全ての国が参加する新枠組みを構築することに合意し、平成 32 年(2020 年)発効のロードマップを確認し、この間、日本は自主規制で対処することになりました。

地球温暖化以外に地球規模で深刻化している問題としては、人間活動がもたらす野生生物の生息・生育環境の悪化や消失、生態系\*の劣化による生物多様性の危機の問題や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動による廃棄物問題が挙げられます。このような問題は、地球温暖化とも密接に関係しています。

これまで人間は、生態系の一員として多くの生物と共存するとともに、食品・医薬品などに生物を幅広く利用し、その恩恵を享受してきました。その一方で近年、生態系の破壊等により、生物種の大幅な減少に対する懸念が深刻化してきています。このため、平成 4 年(1992 年)に開催された「地球サミット」において、「生物多様性条約(生物の多様性に関する条約)」が採択されました。この条約では、①生物の多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用、③遺伝資源\*の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分の 3 点を目的としています。国連の定めた「国際生物多様性年」である平成 22 年(2010 年)、生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)が愛知県名古屋市で開催され、「遺伝資源への“アクセス”とその利用から得られる“利益の配分”(ABS)」に関する国際ルールを定めた「名古屋議定書」と、平成 23 年(2011 年)以降の新戦略計画「愛知目標」が採択されました。そのほか、生態系保護を目的とした「ワシントン条約\*」や「ラムサール条約\*」などの条約が採択されています。

廃棄物問題については、平成元年(1989 年)3 月、スイスのバーゼルにおいて、一定の有害廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組みと手続等を規定した「バーゼル条約(有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約)」が採択されました。日本は、リサイクル可能な廃棄物を資源として輸出入しており、条約の手続に従った貿易を行うことが地球規模の環境問題への積極的な国際貢献となるとの判断の下、平成 5 年(1993 年)9 月に同条約へ加入しています。

また、平成 14 年(2002 年)の「ヨハネスブルグサミット(持続可能な開発に関する世界首脳会議)」において、日本は、持続可能な社会\*を実現するために世界中で人づくりに取り組むことを提案しました。これを受けて「国連持続可能な開発のための教育(ESD\*)の 10 年」(平成 17 年(2005 年)～平成 26 年(2014 年))が開始され、各国政府、国際機関、NGO、企業等のあらゆる主体間の連携を図りながら、教育活動及び啓発活動を推進することになりました。国際的には、UNESCO(国連教育科学文化機関)をリード機関として、持続可能な開発の原則、価値観、実践を、教育や学習のあらゆる側面に導入することを目指しています。

### 1-1-3 日本の動向

国においては、平成 18 年 4 月、“健やかで美しく豊かな環境先進国（HERB\*）”を目指すべき持続可能な社会の姿とする「第 3 次環境基本計画」が策定されました。「循環」「共生」「参加」「国際的取組」を長期的な目標とし、今後の環境政策の展開方向として「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」など 6 つの方向が掲げられています。

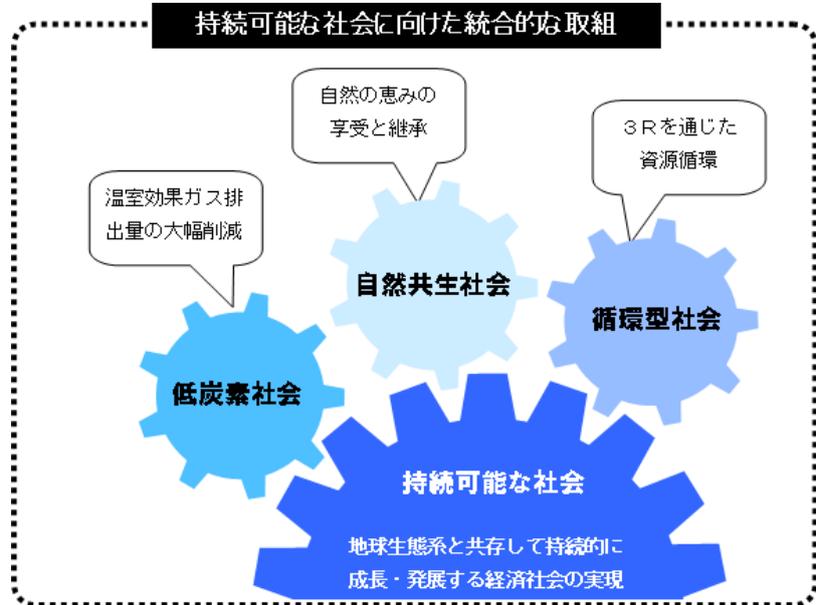
平成 19 年 6 月に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」では、現在の地球環境の危機として、①地球温暖化の危機、②資源の浪費による危機、③生態系の危機を挙げ、これらの危機を克服し、持続可能な社会を構築するためには、「低炭素社会\*」、「循環型社会\*」、「自然共生社会\*」の実現に向けた統合的な取組の展開が必要であるとしています。

平成 12 年 6 月には循環型社会の構築を目指して、「循環型社会形成推進基本法」が制定され、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立されるとともに、「Reduce（ごみを出さない）」、「Reuse（再使用する）」、「Recycle（再生利用する）」という 3 R の順に処理の優先順位が明確にされました。

自然環境・生態系の保全に関しては、平成 20 年 6 月に「生物多様性基本法」が制定され、生物多様性のもたらす恵沢を次の世代に引き継いでいくため、政策の検討段階での民意の反映や、事業計画の立案段階での事業者による環境影響評価\*の実施など、生物多様性の保全施策に関する規定が整備され、「第三次生物多様性国家戦略（平成 19 年策定）」の内容を更に充実させた「生物多様性国家戦略 2010」が平成 22 年 3 月に閣議決定されました。また、同年 10 月に愛知県で「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」が開催され、愛知目標や名古屋議定書が採択されました。

平成 21 年 4 月には、環境と経済を共に向上・発展させることを目指して、「緑の経済と社会の変革」が公表され、さらに、平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」では、経済面からみた環境施策として、グリーン・イノベーション\*による「環境・エネルギー大国」を目指した戦略的施策が掲げられています。

また、国民一人ひとりの環境保全に対する意識や意欲を高め、持続可能な社会づくりにつなげていくことを目的として平成 15 年に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」は、平成 23 年 6 月に全面改正され、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」と改められました。これにより、法の目的として協働による取り組みの推進が追加され、基本理念として生命を尊ぶことや循環型社会の形成などが追加されました。



### 1-1-4 3.11 東日本大震災を経験して

平成23年3月11日、日本は未曾有の災害である東日本大震災を経験し、原子力発電所の事故に起因する放射性物質の一般環境への漏出は収束していません。この問題は、広範囲にわたる規模となり、日本のみならず、世界の環境、社会、経済に甚大な被害をもたらしています。

この震災をターニングポイントに、私たちは改めて自然への畏怖を感じ、我々人類はあくまで自然・生態系の一部であり、大きな環境の中の小さな一員であることを自覚させられることになりました。現在の日本人の暮らしの在り方や生活、社会経済構造を見直し、「持続可能な社会」を創っていくことが求められています。

特に、これまでの物質面で豊かすぎる生活は、電気やエネルギーの過剰使用によって支えられていたことに気づき、将来に向けた見直しの意識が高まっています。また、同時に、巨大システムに集中させることのぜい弱性が認識され、分散型のシステムが経済的にも環境的にも優れているという意見もあり、環境とエネルギーに関して総合的な見直しが進められようとしています。この電気やエネルギーの使いすぎへの気づきを維持・発展させ、これまでの化石燃料や原発に電力の供給を依存する社会経済構造の在り方について改めて検討し、電気やエネルギーの需要の拡大を前提に供給を考えるのではなく、需要を抑えつつも経済の健全性は維持しながら、供給面においては分散型で、再生可能エネルギー\*の割合を一層高める方向を求める気運が高まっています。

### 1-1-5 奈良県の取組

奈良県においては、平成18年3月に「奈良県環境総合計画（平成8年3月策定）」が改訂され、環境問題や経済社会情勢の変化に対応した新たな環境づくりの指針として、「新奈良県環境総合計画」が策定されました。さらに、平成23年度から中間見直しを行っています。

平成15年3月には、資源循環型の社会づくりを進めるため、6R\*を基調とする「奈良県循環型社会構築構想」、「奈良県廃棄物処理計画」が策定されたほか、平成16年3月には「奈良県地域省エネルギービジョン」が策定され、エネルギー消費量の削減目標と目標達成に向けた取組について示されました。

また、平成16年度からは「産業廃棄物税」、平成18年度からは「森林環境税」が導入され、財源面からも環境施策の推進が図られています。

平成17年度に全国規模で社会問題となったアスベスト\*による健康被害に対しては、「アスベスト問題対策会議」が設置され、環境・建築物・健康などの問題について、横断的な取組が継続して行われています。

平成19年3月から、二酸化炭素\*排出量の削減目標を定めて、県民・事業者・民間団体・行政が一体となった取組が進められています。

平成15～19年度には奈良県内に生息・生育する貴重な野生動植物種を選定・評価したレッドデータブック\*の作成、平成20年度には「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」の制定、平成21年度には「奈良県希少野生動植物の保護に関する基本方針」の策定と、希少な野生動植物保護に向けた一連の取組が進められています。

また、平成 20 年度に奈良県景観条例が制定され、平成 21 年度には「奈良県景観計画」が策定されています。

### 1-1-6 奈良市の取組

本市においては、「環境基本計画」策定以降、「アイドリング・ストップ\*に関する条例（平成 11 年 9 月）」、「路上喫煙防止に関する条例（平成 20 年 12 月）」、「開発許可の基準に関する条例（平成 17 年 3 月）」、「なら・まほろば景観まちづくり条例（平成 21 年 9 月奈良市都市景観条例を改正）」等の個別条例の制定や、「一般廃棄物処理基本計画（平成 18 年 3 月）」、「環境教育基本方針（平成 21 年 3 月）」、「緑の基本計画（平成 23 年 8 月）」、「景観計画（平成 22 年 3 月）」、「地球温暖化対策地域実行計画（平成 23 年 3 月）」等の個別計画を策定して、制度の構築や施策・事業の実施に取り組んできました。

また、家庭ごみの再生資源分別収集については、平成 4 年 7 月から空き缶と空き瓶をモデル地区で開始し、平成 9 年 12 月にペットボトル・飲料用紙パックを回収品目に加えて実施してきましたが、平成 11 年 3 月から、全市での 9 種類分別収集を導入し、空き缶・ガラス瓶・ペットボトル・飲料用紙パック及びプラスチック製容器包装についても再資源化を図っています。

市民と市(行政)が協働で進めるまち美化活動については、平成 20 年 6 月にアダプトプログラム\*推進事業（「さわやかクリーン奈良」）を導入し、市民にとって身近な道路や河川などの美化を進めるとともに、その活動を通して地域コミュニティの再生を図るため、美化ボランティア団体を募り、その活動を支援しています。

また、市が管理する都市公園並びに児童遊園及びちびっこ広場を対象とした美化活動については、平成 20 年度から、地域の団体に公園の美化、維持管理及び公園施設の点検等を行っていただくグリーンサポート制度\*を導入しています。

景観については、平成 22 年 4 月から奈良市全域を「景観計画区域」として設定し、大規模行為の事前届出制度による景観誘導を行っています。屋外広告物については、屋外広告物条例に基づく違反広告物の抑制と同時に、「なら・まほろば景観まちづくり条例」との連携を図ることで、奈良市の景観と調和した広告物の誘導を図っています。また、景観計画区域で、特に重点的に景観形成に取り組む必要のある 5 区域を景観形成重点地区として設定し、それぞれの指定方針、景観形成基準を定め、届出制度の中で景観誘導を図っています。

地球温暖化対策については、市(行政)自らが率先して温室効果ガス削減に取り組むための「地球温暖化対策庁内実行計画」を平成 15 年 3 月に策定し、基準年度である平成 13 年度と比較して平成 19 年度には 4.8%の削減目標に対し、8.0%削減することができました。さらに、平成 20 年 3 月に「地球温暖化対策庁内実行計画（第 2 次）」を策定し、平成 18 年度を基準年度とし、新たに 3%の削減目標を掲げ、なお一層の温室効果ガス削減に向けて、積極的に取り組んでいます。

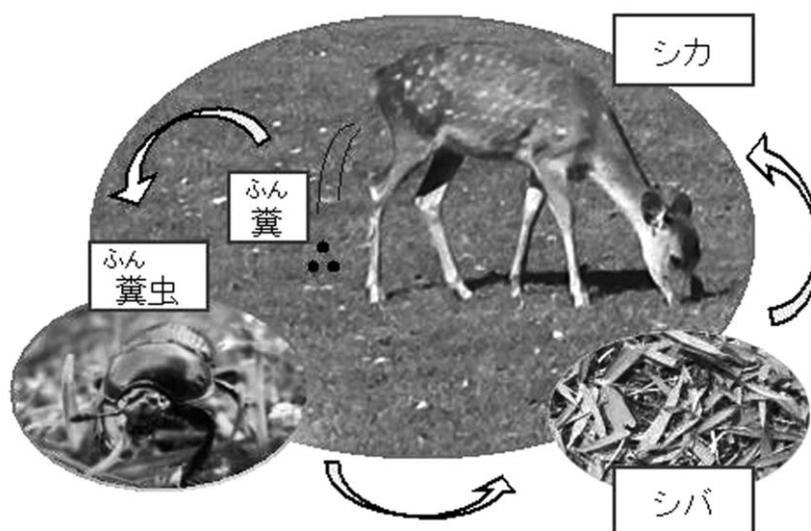
また、環境問題に関心を持ち、自ら考え、具体的な行動を実践する人を育てる環境教育が重要となることから、平成 21 年 3 月に「奈良市環境教育基本方針」を策定し、歴史、文化、自然(生物)、水、大気、廃棄物、食、エネルギー、地球環境など幅広いテーマを対象として、市民、家庭、地域、学校、市民活動団体、事業者、観光客、市(行政)などそれぞれの主体が

自発的に環境教育を推進するための基本的な方向性や取組を示しています。

また、平成20年10月には、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項に基づき、市民、NPO\*、事業者、市(行政)等からなる「奈良市地球温暖化対策地域協議会」(通称:「ならエコ・エコの和」、NEW)を設立し、多くの主体の参画・協働による地球温暖化対策活動を推進し、持続可能な社会への転換を目指して様々なプロジェクトを実施しています。

## 奈良市の環境キャラクター「ルリくん」

奈良公園には1,000頭を超える野生のシカが暮らしていますが、そのシカの糞をコツコツ処理して土に戻してくれているのが糞虫と呼ばれる食糞性コガネムシの仲間たちです。その代表が紀伊半島各地でしか見られないルリセンチコガネ(オオセンチコガネ(ルリ型))と呼ばれるきれいなコガネムシです。



そこで、奈良市の環境をイメージし、循環型社会を象徴するキャラクターとして、ルリセンチコガネの「ルリくん」が誕生しました。



## 1-1-7 これまでの環境基本計画の評価

### 【評価の方法】

「環境基本計画」では、望ましい環境像「世界的文化遺産と歴史および豊かな自然が調和した都市・奈良」を目指して7つの基本目標を掲げ、基本目標に沿って32項目の基本施策を設定し、基本施策の中に、それらを実現するための具体的な施策として235項目の施策が挙げられています。

計画の評価に当たっては、指標及び目標値が設定されていなかったことから、235項目それぞれについて担当課の自己評価により11年間（平成11年度～平成21年度）の取組状況を100点満点で評価し、32項目の基本施策ごとにそれらを集計し、平均点を算出して達成状況を平成22年度に確認・評価しました。なお、評価点については、具体的な取組を実施しているものの点数として評価できない場合は、平均点の算出には加えず、一方、組織編成の見直しなどにより担当課が明確でなく、未着手の施策については0点として平均点の算出に加えました。

基本施策ごとの自己評価及び複数ある施策の中の代表例とその取組内容については、次表のとおりです。

【評価の記号について】

記号	評価点
◎	80点以上100点以下
○	60点以上80点未満
△	40点以上60点未満
□	20点以上40点未満
×	0点以上20点未満

### 【全体的な評価】

施策の担当課が明確な場合は、おおむね計画通りに実施できていますが、当初に指標及び目標値が設定されていなかったことから、達成状況の評価点は担当課による自己評価となっています。

都市環境の分野においては、事業実施計画や事業認可に基づき各事業が実施されていることから、評価点を事業の実施状況で判断することにより、全体的に高い評価となっています。また、生活環境の分野についても、環境基準値設定項目に対する達成度により評価点を判断していることから、高い評価となっています。なお、自然環境の分野については、多様な動植物の保全に関してほとんど進んでいないことから、非常に低い評価となっています。

### 【今後の対応・改善策】

今回、評価が低かった生物多様性保全に関しては、その担い手（担当部署）について早急に検討する必要があります。

市民、事業者等と協働した推進体制の確立・維持が重要です。また、確実な実行のためには公平性・客観性を保った評価・見直しを行う必要があります。これらを第6章計画の推進に反映します。

## (1) 歴史と文化を守り育むまち

基本施策	行政の自己評価	施策の代表例	取組内容
歴史的文化遺産の保護	◎	世界遺産の周辺において、バス乗務員待機所設置等を併せアイドリング・ストップの実行を図ります。	平成 12 年 4 月 1 日「奈良市アイドリング・ストップに関する条例」を施行し、世界遺産の周辺をアイドリング・ストップ促進重点区域に指定するとともに、重点区域内の観光駐車場に乗務員待機所を設置し、観光バス等のドライバーにアイドリング・ストップの啓発・指導を行っています。不用なアイドリングをする観光バス等の指導件数は、年々減少傾向にあります。
歴史的景観の保全	△	奈良町都市景観形成基準及び修理・修景基準に基づきまちなみ保全整備を図ります。	江戸時代後期から昭和初期に建設された町屋による町並みの保存を目的として、都市景観形成地区建造物保存整備費補助金事業を行っています。
伝統文化・技術の保全と発信	◎	後継者育成セミナー、各種研修事業の実施、異業種交流や商人塾の充実を図ります。	奈良伝統工芸の後継者を育成・支援し、その技術・技法を後世に伝承するため、平成 18 年 3 月に奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱を制定し、平成 18 年度から奈良伝統工芸後継者育成研修を始めています。
環境にやさしい観光の推進	□	環境定期券の導入を検討するなど、マイカー乗り入れ抑制の推進を図ります。	平成 11 年度から、春・秋の行楽シーズン中の日・祝日に、市役所駐車場を無料開放し、路線バスや無料のレンタサイクルを利用してもらうパークアンドライドを実施しています。平成 22 年度からは実施日を拡充し、土曜日にも開設しています。今後も引き続き、渋滞緩和策及び地球環境にやさしい交通手段の利用促進を図るため、さらに、奈良の観光をより快適に魅力あるものにするために、継続して実施します。
歴史資源を活かし、ふれあい、楽しむまちづくり	□	歴史資源を活かした名所のあるまちづくりを進めます。 大極殿の復元整備等古代都城文化を体験的に理解できる場づくりの推進を図ります。	「ならまち」のブランド化計画により、奈良町の伝統的な町並みや、伝統産業、伝統行事等の保存と活用を推進しました。また、「柳生の里」観光まちづくり、「山の辺の道・奈良道」の活性化事業として、地元住民との協働により取り組んでいます。 平成 13 年度から大極殿復元事業が進められ、平城遷都 1300 年祭の開催に合わせて、平成 21 年度に第一次大極殿の復原が完成しました。一方、平成 20 年度から「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域 基本計画」に基づき、国・県・市の三者が協力して、平城宮跡とその周辺の本格的整備事業に着手しています。

## (2) 自然や生き物を大切にすま

基本施策	行政の自己評価	施策の代表例	取組内容
森林・農地・水辺における自然環境の保全と創造	△	森林の持つ多様な機能を保全するため、間伐や林道網の整備を図り、健全な森林の保全に努めます。	森林総合保育事業により間伐や作業道の整備を行っています。同種の事業は国や県においても補助金の交付等として実施されており、それらを活用しつつ、より木目細かい施業を行い、また、森林法に基づく奈良市森林整備計画に沿って適切な目標を設定して明確な施業を行っていく必要があります。
		農業体験、交流を通じた自然環境保全意識の啓発を図ります。	地域間交流事業として、ロマンビア月ヶ瀬において、茶摘み、梅の実採り、餅つき、こんにやく作りなどを実施しています。今後も自然の中での体験を継続して実施していきます。
すぐれた自然景観の保全と創造	□	自然の音、風景、奈良らしさなど、自然百選の選定を検討します。	世界に誇る文化遺産の宝庫であり、日本の伝統文化が息づく街である美しい奈良の再発見と芸術文化の振興のために、「奈良百景」を選定し、日本画や洋画として奈良を紹介しています。選定に際しては、市民アンケートにより「私の好きな奈良」として選んでいただいたものを、日本画や洋画の専門家に作成を依頼し、美術館での「奈良百景展」などにより紹介をしています。
歴史環境保全との有機的連携の確保	△	歴史的風土保存区域及び風致地区内の恵まれた自然を守るため、緑地環境の保全を図ります。	古都保存法では現状保存、風致地区条例では緑地率の規制により、緑地環境の保全を図っています。地区内のパトロールを強化し、違反建築物の是正指導を行うことにより緑地環境の保全を図っていきます。
多様な動植物の保全	×	リバーウォッチング、自然観察会などの開催により動植物への保護意識の啓発を推進します。	小学生を対象にした「リバーウォッチング」や「子ども自然探検隊」を開催し、川に住む水生生物の観察を通じて、河川の汚れ具合を調べ、生活排水対策等の水質保全意識の高揚を図っています。今後は、子ども対象の自然観察だけでなく、指導者を養成する分野にも取り組んでいく必要があります。
		ペット等の野生化による在来種・希少種への被害を防止します。	野生化したアライグマによる農作物の被害、市街地や寺社仏閣、学校等への出没による影響などを防止するため、平成 16 年度から鳥獣保護法に基づき、猟友会に駆除を依頼しています。捕獲数は、平成 19 年度から増え始め、平成 22 年度には急激に増加しました。平成 22 年 10 月「奈良市アライグマ防除実施計画」の策定により、市が捕獲・処分等及び移動することができるようになったことから、今後も計画的な捕獲を進めていきます。

(3) 安全で快適な都市環境をつくるまち

基本施策	行政の自己評価	施策の代表例	取組内容
安全にすごせるまちづくり	○	多様化する自然災害、人為的災害の発生の未然防止に努めます。	平成 19 年度に県が作成した浸水想定区域図を基に奈良市洪水ハザードマップを作成し、平成 20 年度には全戸配布を行い、市民の防災意識高揚を図りました。また、気象注警報、土砂災害警戒情報、地震情報、国民保護情報等の情報収集に当たり、防災危機管理情報システム、緊急情報ネットワークシステム及び安否情報システムなどを導入し、情報収集能力を高めました。
		総合治水対策計画の推進などにより、水害防止や治水事業を促進します。	総合排水対策として、平成 11 年・12 年の浸水被害箇所について、年次的に浸水対策工事を実施しています。浸水対策対象箇所 126 箇所中、平成 22 年度末で 90 箇所実施済みです。
快適に暮らせるまちづくり	○	良好な市街地の形成を図るため、道路・公園・下水道等都市基盤の整備を推進します。	公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理事業を実施し、道路・公園・下水道等の都市基盤の整備を推進しています。 現在、市施行により、近鉄西大寺駅南土地区画整理事業及びJR奈良駅南特定土地区画整理事業、また、個人施行により、あやめ池土地区画整理事業及び登美ヶ丘 11 次 2 期住宅地(2 工区)土地区画整理事業が行われています。
歩いて楽しいまちづくり	○	自動車利用の自粛の呼びかけ、迷惑駐車や放置自転車の追放の啓発を行います。	交通安全指導員による違法駐車等防止活動や駅前周辺の放置自転車等の移動、指導啓発事業を行っています。放置自転車は、年々減少傾向にありますが、それでも跡を絶ちません。今後は放置自転車ゼロを目指して、放置自転車の多いポイントの重点的な移動と指導を行うとともに、市民からの情報提供に対応した移動も実施します。また、駐輪場の新規確保を含め長期的な視点で継続実施していきます。
		路上の不法占拠有物撤廃を促進します。	違反広告物のパトロール及び除去を行っていただくボランティア団体「違反広告物を出さない街づくり推進団体(愛称: 古都奈良・美守り隊)」を平成 16 年度に設置し、平成 22 年度には 19 団体 116 名の方に活動をしていただいています。今後も積極的な広報を行い、ボランティア数の増加を図るとともに、市民の方々と一体となった除却活動を続けることにより、簡易違反広告物のない美しいまちを目指します。
都市景観の保全	◎	奈良市都市景観条例に基づき策定した都市景観形成基本計画により、都市景観の保全を進めます。又地区計画等の法規制の活用により景観整備の推進を図ります。	平成 22 年 4 月 1 日から景観法に基づく「奈良市景観計画」を施行し、景観の保全を進めています。また、それに伴い「奈良市都市景観条例」を「なら・まほろば景観まちづくり条例」と改め、届出制度を設けています。中でも沿道景観や歴史的景観については、重点的な景観誘導を図っています。 また、地区計画においては、建築物等の形態又は意匠の制限を設け、奈良市景観計画で定めたガイドラインに適合した建築物等の形態意匠を誘導することにより、地域の景観特性に即した景観づくりを進めています。
		公共空間、特に街路上の駐輪・看板などはみ出しを防止し、良好な景観形成への誘導・促進に努めます。また美しいまちなみ景観のための電線類の地中化を促進します。	公共空間、特に街路上の駐輪・看板などはみ出し防止について、啓発活動や撤去等を行っています。 また、電線類の地中化については、西の京周辺地区及び興福寺周辺鶴福院町において実施完了し、都市計画道路(三条線・大宮三条本町線)についても実施しています。
身近な緑や公園、川や池の水辺整備の推進	□	生産緑地地区を保全し、市街地内の身近な緑を確保します。  快適で緑豊かな住みよいまちづくりのための都市公園を整備します。	交換分合*による生産緑地地区の指定面積減少を防止し、市街地内の緑を確保しています。  市民に憩いの場を提供するため、緑豊かな住みよいまちづくりに向けた計画的な都市公園の整備を行っています。鴻ノ池運動公園においては平成 25 年度完成の計画を進めています。(仮称)菅原公園については、平成 23 年度から供用開始の予定です。月ヶ瀬梅公園については、平成 23 年度から施設整備を行い、平成 24 年度から供用開始する予定です。

#### (4) 健康に暮らせる生活環境を守るまち

基本施策	行政の自己評価	施策の代表例	取組内容
大気環境の保全	○	大気環境の監視、観測を推進します。	一般環境大気汚染測定局4局による常時監視及び簡易測定法による定点調査を行っています。平成22年度の4局における二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは未達成です。
音環境等の保全	○	立入り検査の実施、規制基準の遵守等、監視・指導を推進します。	騒音規制法の届出に基づく工場・事業場等への立入調査を実施し、規制基準の順守の監視及び指導を行っています。
水環境の保全	○	水道水源の定期監視の強化と市民活動による実践を行います。	水源河川の定期試験を毎月実施するとともに、布目・白砂川水質協議会による流域パトロール及び流域内ゴルフ場に対する農薬・肥料等の適正使用を要請することにより、水道水源の監視を行っています。また、毎年水道週間に合わせて水源河川である白砂川のグリーンキャンペーン(河川清掃)を行っています。
多様な化学物質による健康への影響の防止	◎	有害大気汚染物質の測定を推進します。	ダイオキシン類、ベンゼン等の有害大気汚染物質等の常時監視を市内2か所で行っています。有害大気汚染物質については、優先取組物質22項目のうち、本市では18項目測定を実施し、環境基準値及び指針値が設定されている項目は全て基準値及び指針値を下回っています。
土壌環境の保全	◎	地下水や土壌などの化学物質による汚染の実態把握に努めます。	水質汚濁防止法に基づく県の地下水質測定計画により、市内の井戸約30地点のうち毎年約10地点ずつ水質調査を行い、地下水の常時監視を実施しています。全ての地点で環境基準を達成しています。

#### (5) 資源の循環的利用を図るまち

基本施策	行政の自己評価	施策の代表例	取組内容
廃棄物の発生抑制	□	家庭用生ごみ堆肥化容器及び密閉容器購入者へ助成金を交付し、生ごみの減量化に努めます。	家庭内から出る生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器の購入助成を実施しています。ごみの排出量は、年々減少しています。
適正なりサイクルの推進	□	再資源化原料を使用した商品の積極的な購入・使用を促進します。	ごみゼロフェスティバルや環境フェスティバルなどのイベントを通じて、再生使用可能な飲料容器の利用、再生品の使用など、市民への啓発を進めています。 また、市としては平成12年度に環境庁よりグリーン購入法が公布されたことを受け、環境に配慮した商品の購入を始め、平成20年度の奈良市グリーン購入基本方針の施行により、適合商品の購入は年々増加の傾向にあります。さらに、平成22年度からは事務机・椅子についても、環境に配慮したものを導入しています。
廃棄物の適正な処理	□	廃棄物の不法投棄防止(パトロール)に努めます。	一般廃棄物については、パトロールを行うとともに、不法投棄防止看板の各自治会配付及び不法投棄が継続的に多発する場所への警告センサーの増設などの防止対策を実施しています。 産業廃棄物については、適正処理の推進、不適正処理の未然防止や早期発見を目的とした監視パトロールを市内全域において実施しています。より広範囲で綿密な対応をするため、市民との協働等で通報体制の拡充及び未解決不法投棄事案の早期解決を目指しています。
有効利用を進めるまちづくり	△	下水処理の再生水利用や再生水循環システムの導入の検討など、水の再利用の促進に努めます。 雨水浸透施設の整備の促進を図ります。	平城浄化センター敷地内に設置している公園内に再生水循環システムによる清流を利用したせせらぎの川や、植栽をしたことで地域住民の憩いの場として親しまれています。 保水機能の維持向上を図るため、既存のため池や学校を利用し、流域貯留浸透事業を実施しています。
エネルギーの有効利用	△	ライトアップの見直しなど夜間照明の見直しを行います。	ライトアップ事業は、奈良県が昭和63年から実施し、燈花会や万燈籠の期間中には夜の観光客数が増加するなど、奈良の観光にとって価値あるものとなっていますが、平成15年から環境省が提唱している「CO <sub>2</sub> 削減/ライトダウンキャンペーン」や「七タライトダウン」への参加によりライトアップ施設の消灯・減灯を実施し、CO <sub>2</sub> の削減に努めています。
自然エネルギー等の利用	□	公共施設等の建設に際して、太陽エネルギーの利用をはかります。	公共施設等の建設に際して建築物の規模を勘案し、太陽光発電システムを導入し、エネルギーの利用を図っています。平成22年度現在、椿井小学校、済美小学校、中央消防署、都祁行政センター、認定こども園都祁保育園に設置し、平成23年度には保健所等複合施設、南福祉センター、月ヶ瀬温泉、富雄第三小中学校、水道局に導入予定です。

(6) すべての主体の参加と連携を図るまち

基本施策	行政の自己評価	施策の代表例	取組内容
環境教育と環境学習の充実	○	小学校カリキュラムの充実や副読本の配布を行います。	小学校4年生社会科用副読本「くらしとごみ」を作成し、配布しています。また、昭和55年度から平成19年度まで、小学校理科(環境教育)副読本「奈良と自然」の配布を実施しました。平成20年度からは持続発展教育(ESD)の学習モデルを掲載した世界遺産学習副読本「奈良大好き世界遺産学習」を作成し、配布しています。さらに、平成21年度には、世界遺産学習副読本「奈良大好き世界遺産学習」の改訂を行うとともに、教師用指導書を作成し、配布しました。
		奈良の歴史遺産や伝統行事、自然環境を題材とした環境教育を通し、身近な環境を生きた教材として認識を深めます。新しい環境教育の研究や活用を促進します。	各公民館施設においては、歴史遺産や伝統行事・文化、自然環境等を題材とし、毎年、事業を企画・実施して取り組んでいます。学校においては、平成13年度から市立小学校5年生児童が、現地見学を中心とした世界遺産学習を行ってきました。また、平成19年度からは、世界遺産学習のテーマを「世界遺産からESDへ」に改善し、全市立小中学校で取り組んでいます。さらに、平成21年度からは、対象者を幼稚園から高等学校へと拡大し、子どもの発達段階に即した世界遺産学習に取り組むようになり、奈良市の豊かな自然環境に対する子どもたちの関心は高まっています。
環境情報の収集・提供	◎	環境観測データ、環境に関する資料の一元的管理による的確な情報の提供に努めます。	毎年度、環境の現況をまとめた「奈良市の環境」を作成し、ホームページで公表しています。今後は、子ども向けの環境情報の発信などについても、検討していく必要があります。
市民・事業者・観光客等の環境保全活動への支援	△	(仮称)奈良市環境施策推進協議会を設置し、市民・事業者・観光客等及び市が一体となって環境の保全と創造のための行動に取り組むよう努めます。	平成20年10月26日に市民・NPO・事業者・行政などから成る「奈良市地球温暖化対策地域協議会」(通称:「ならエコ・エコの和」、NEW)が設立され、あらゆる主体が対等な立場で協議し、パートナーシップにより地球温暖化対策等の活動を推進し、環境(エコロジー)も経済(エコノミー)も持続可能な社会を目指しています。

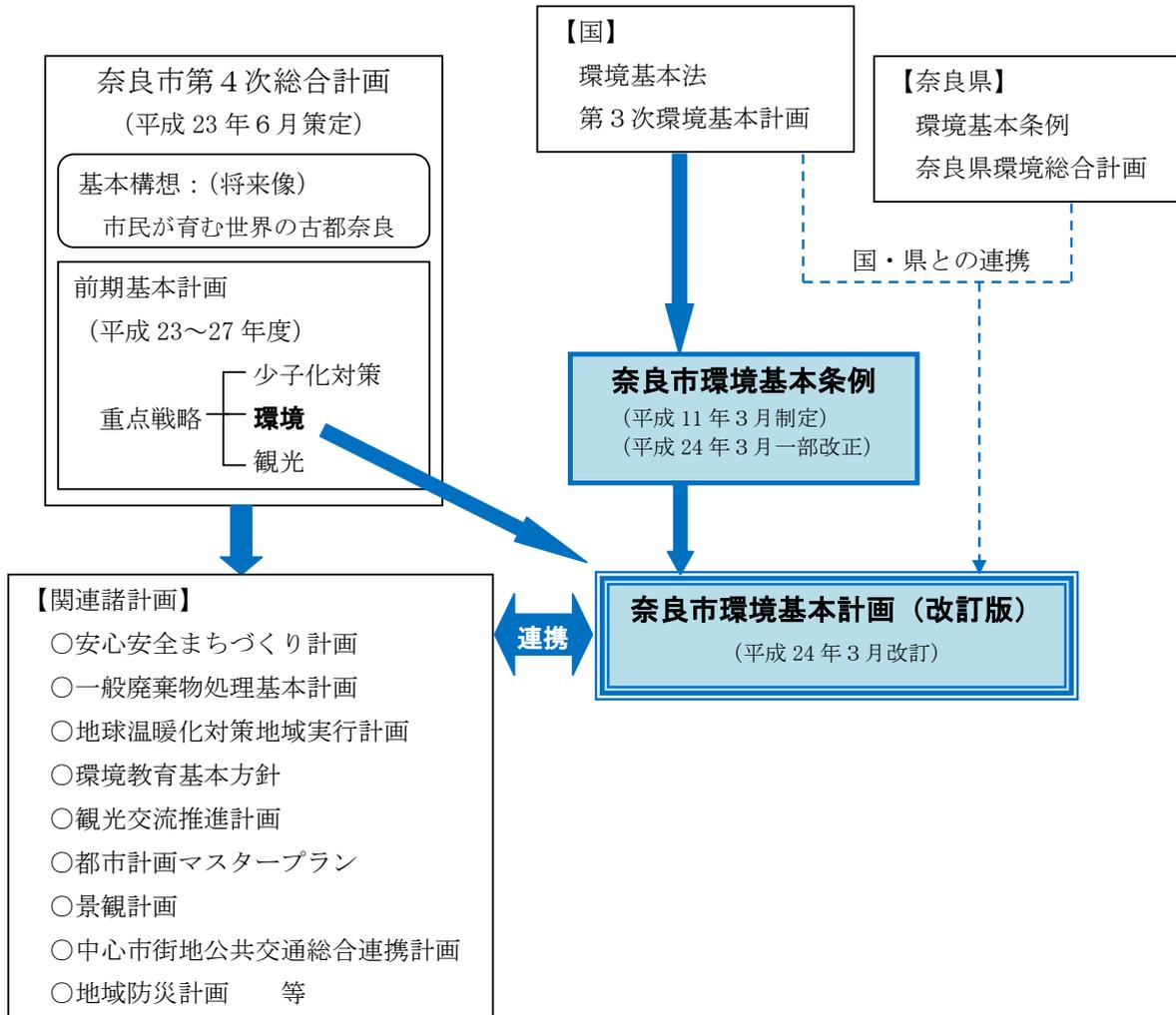
(7) 地球環境を考えると、世界の人々と手を結ぶまち

基本施策	行政の自己評価	施策の代表例	取組内容
地球環境保全行動の推進	◎	地球温暖化防止のための実行計画を策定し、実施します。	市自らが事務・事業を行うに際しての「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画」を平成15年3月に策定し、温室効果ガスの削減に向けて積極的に取り組み、基準年度である平成13年度と比較して、平成19年度には8.0%削減(削減目標4.8%)することができました。さらに、平成20年3月には、平成18年度を基準年度とし、新たに3%の削減目標を掲げた第2次計画を策定し、なお一層温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいます。また、市域の温室効果ガス排出量の削減を図る「奈良市地球温暖化対策地域実行計画」を平成22年度末に策定しました。
地球にやさしい暮らしの推進	△	日々のくらしの中で、マイカー利用を控える等啓発を進めます。	地球温暖化防止のため、公共交通利用促進やエコドライブの推進などの啓発を実施し、毎月20日のならマイカーひとやすみデーには、車通勤の市職員に対してマイカーの利用を控えるよう取り組んでいます。また、地球温暖化対策地域協議会の交通プロジェクトにおいては、マイカーから公共交通への転換を目指した活動を進めています。
奈良市から世界へ向けた率先行動の推進	◎	世界的な文化遺産や伝統を内外にアピール。	木造世界遺産を紹介するための海外フォーラムの開催、パンフレット制作等により、世界遺産の保存を世界に発信しました。また、平成22年度には世界遺産都市・奈良を世界に発信するため、「第12回世界歴史都市会議」を本市で開催しました。アジア・ユネスコ文化センター(ACCU)が行う世界遺産保護のための諸事業への支援を行い、これまでにアジア太平洋地域の20か国以上の国が参加し、遺産保護技術等の研修や地元高校生との交流を深めるなどして奈良の文化遺産をアピールしています。また、市民対象の講座・見学会等も多くの参加者を得て開催し、「古都奈良の文化財」や無形文化遺産「題目立」のパンフレットを作成し、配布しています。
世界の都市、世界の人々との協力・連携の推進	△	国際文化観光都市にふさわしい文化交流事業を通じて、世界との連携を図ります。	文化交流事業を実施し、市民訪問団の派遣、海外からの訪問団受入れ、コンサート、展覧会等を行い、友好・姉妹都市を中心とした世界の都市との連携を図っています。

## 1-2 計画の位置付け

「環境基本計画（改訂版）」は、奈良市環境基本条例第9条に基づいて定めるもので、奈良市第4次総合計画を環境面から総合的・体系的に推進し、環境の保全と創造に関する各分野の施策、事業の基本となるものです。

また、個別の関連諸計画と整合・連携した計画です。



## 1-3 計画の対象

### 1-3-1 計画の主体

「市民」※、「事業者」、「市(行政)」を主体として、その役割と行動を示します。

※「市民」には奈良市に住む人・働く人・学ぶ人、観光客、NPO、市民団体等を含む（以下同じ）。

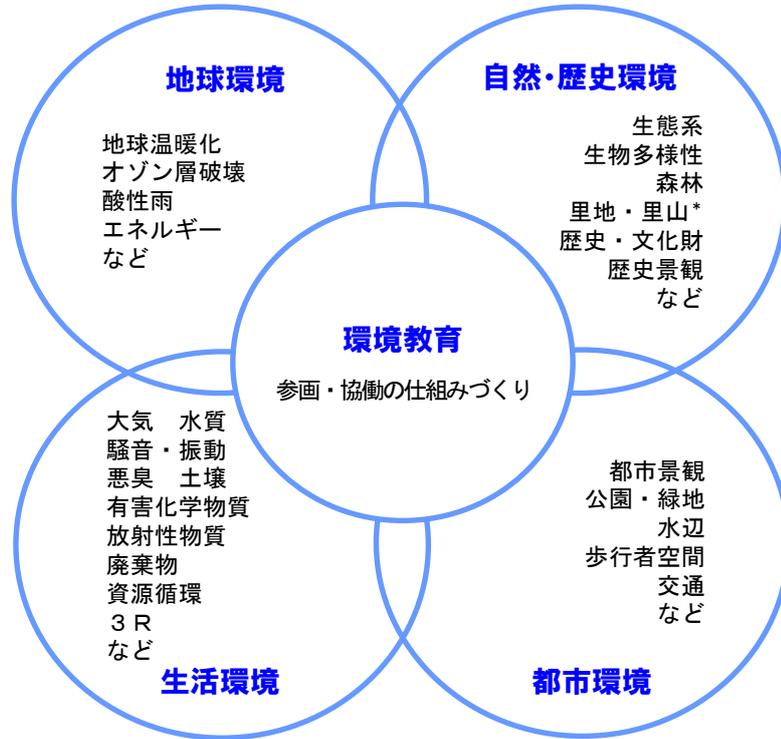
### 1-3-2 対象とする地域

奈良市全域とし、広域的な対応が必要な事項については、国・県や近隣自治体と協力体制を図ります。

### 1-3-3 環境の範囲

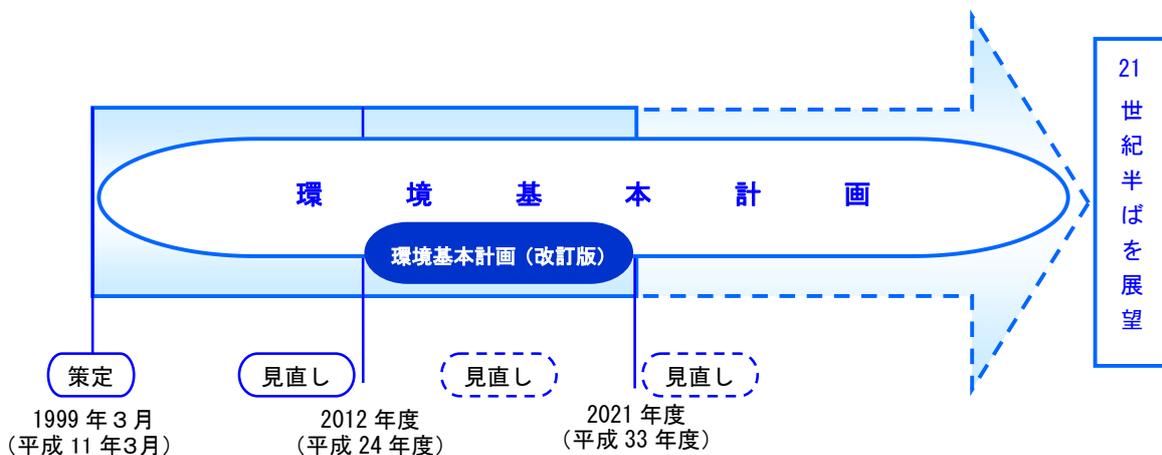
私たちを取り巻く環境は、本市固有の環境から広域的な環境、さらに、地球温暖化問題を始めとした地球環境まで幅広く、それぞれが複雑に関連していることから、「環境基本計画(改訂版)」で対象とする環境の範囲を以下のように分類します。

ただし、それぞれの環境に含まれる環境要素については、これを限定的に捉えるのではなく、また、新たな環境要素が生じた場合には適切に対応することとします。



### 1-4 計画の期間

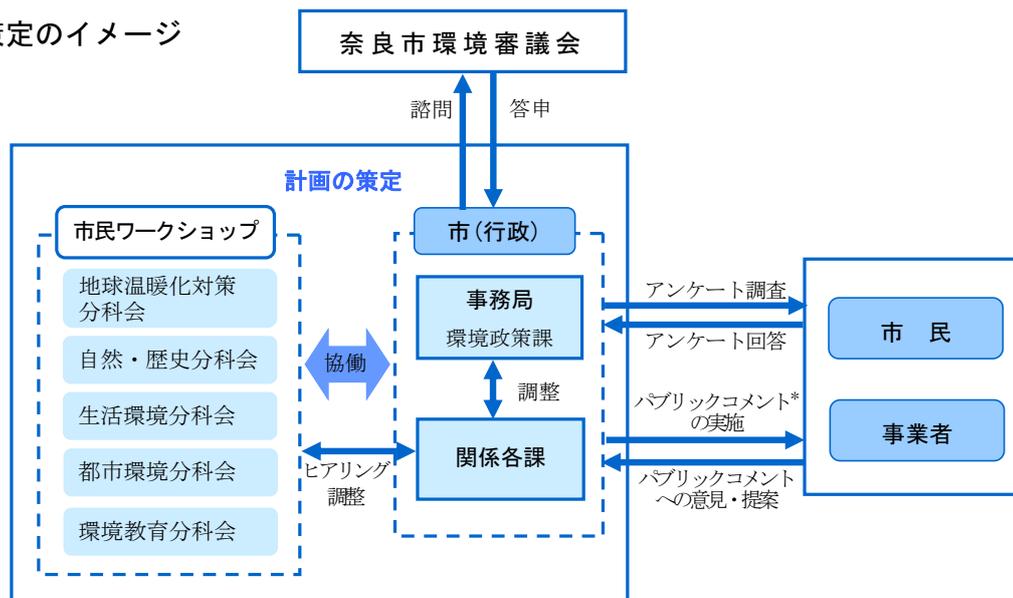
「環境基本計画(改訂版)」の期間は、平成24年度(2012年度)から平成33年度(2021年度)までとし、3～5年サイクルで見直すこととしますが、国の環境政策の動向、社会経済情勢に変化があった場合には随時見直します。



## 1-5 計画の策定に当たって

「環境基本計画」は、市(行政)だけでなく、市民や事業者の環境保全に関する行動の指針ともなる重要な計画です。そこで、今回の計画見直しに当たっては、計画の主体である市民、事業者、市(行政)の協働による計画策定を実現するため、奈良市環境基本計画市民ワークショップを設置しました。市民ワークショップは、一般公募による市民、事業者代表、奈良市地球温暖化対策地域協議会の会員で構成され、平成 22～23 年度にかけて、市(行政)と共に計画素案全般にわたって検討を重ねました。

### ■計画策定のイメージ



## 1-6 計画の推進と見直し

今回の改訂では、計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクル\*による進行管理を重要としています。そのために市民、事業者、市(行政)の協働による(仮称)環境基本計画推進会議に奈良市環境審議会も加わり、計画の実施点検、そして施策や目標値等の見直しを毎年行っていきます。

